

令和2年美郷町議会議事録

第3回 定例会 (第5号)

招集年月日	令和2年 9月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和2年 9月 11日 午前 9時30分				
		議長 佐竹一夫				
	閉会	令和2年 9月 11日 午後 12時05分				
		議長 佐竹一夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (11)	佐竹一夫	○	6	藤原修治	○
	副議長 (5)	福島教次郎	○	7	岩根和博	○
	1	日高学	○	8	山本幹雄	○
	2	中原保彦	○	9	安田勝司	○
	3	波多野康博	○	10	簗根正一	○
	4	原克美	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	3番	波多野康博	4番	原 克 美
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	行 田 綾 子
	副 町 長	岸 本 建 夫	健康福祉課長	松 嶋 由 香 里
	教 育 長	阿 川 俊 治	産業振興課長	永 妻 孝 司
	総務課長	木 川 士 朗	山くじらブランド推進課長	安 田 亮
	企画推進課長	石 田 圭 司	建設課長	添 谷 正 夫
	美郷くらし推進課長	旭 林 修 範	大和事務所長	大 畠 修 二
	会計課長	井 上 陽 生	教育課長	漆 谷 千 鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和2年美郷町議会第3回定例会議事日程

(第 5 号)

令和2年9月11日(金) 午前9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問
3	請願・陳情審査報告、質疑、討論及び表決
4	委員会審査報告及び質疑
5	議案の討論及び表決 【条例案】 議案第72号 美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定について 【予算案】 議案第73号 令和2年度美郷町一般会計補正予算(第9号) 議案第74号 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) 議案第75号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議案第76号 令和2年度君谷診療所特別会計補正予算(第2号) 議案第77号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議案第78号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 【一般事件案】 議案第79号 専決処分の承認を求めることについて

	<p>議案第 8 0 号 工事請負契約の変更について</p> <p>議案第 8 1 号 財産の取得について</p> <p>議案第 8 2 号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第 8 3 号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第 8 4 号 町道路線の認定について</p> <p>議案第 8 5 号 町道路線の変更について</p> <p>議案第 8 6 号 令和元年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて</p>
6	<p>追加議案の討論及び表決</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第 8 7 号 令和 2 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 0 号）</p>
7	<p>発委の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>発委第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書</p> <p>発委第 2 号 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書</p>
8	議員派遣の件
9	委員会の継続審査調査付託

(開会 午前 9時 30分)

●佐竹議長

お早うございます。全議員出席であります。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により3番・波多野議員、4番・原議員を指名いたします。

日程第2一般質問を行います。通告5までの一般質問は終了しておりますので、通告6から通告7までの一般質問を行います。

通告6、2番・中原議員。

●佐竹議長

2番。

●中原議員

おはようございます。共産党の中原でございます。ウイズコロナと申しますか、コロナと共に生きる、あるいはポストコロナ、このまちづくりについてと題しまして、町長の所信を伺わさせていただきます。新型コロナ危機の現局面をどう見るかっていうのはございますが、東京など大都市を中心に第2波とも呼べる状況にあります。この6カ月間、幸いにして町内での感染症の発生はなく経過してまいりました。町民にとってはかつて経験したことのない半年でありました。この体験を通してウイズコロナ、コロナと共に生きる、あるいはポストコロナ、コロナ後、こういうふうと呼ばれております新しい社会のあり方についての模索が、町民の中でも始まっていると思います。それは町政のあり方や、重点のおき方へ対する町民の皆さんの意識、要求の変化でもあります。この間、企業の儲けですとか、あるいは、社会保障は要らない社会なんて言葉はないんだという言い方もイギリスの首相などは聞かれてまいりました。しかし、この間のいろんな経験を通してですね、人間は一人では生きていけない。他の人のケアが必要。人の助け合いが必要だ。社会保障、これはますます大事になっている。こういうことが町民の皆さんの意識要求になってきているんじゃないかというふうに思います。一方、政府や財界の方はどうかといいますと、このコロナ危機を絶好のチャンスとして、行政や自治体のあり方、デジタル化を推進しようとしております。幾つかこの間起こったことをあげておりますが、1つは第2次臨時交付金、これ美郷町には限度額で2億3500万が予定されましたけども、これにつきましてもオンライン化やデジタル化などへの誘導が図られました。地球未来構想20、こういう名称がされております。2つ目に経済財政諮問会議、これはここ何年かですね、国の中心的な政策を決定する重要な会議であります。骨太の方針2020、これは7月17日に閣議決定されておりますけども、この中では公衆衛生・医療・地方行政におけるデジタル化の推進・国と地方自治体とのデータの統合とマイナンバーカードの普及、これが謳われました。強調されました。3つ目には、

第3 2次地方制度調査会の答申であります。6月26日に出されました。これで見ますと、行政のデジタル化及びその標準化、共同化、効率化、広域連携の推進、民間企業の自治体の計画、施策策定、実施過程への参画の推進、こういったことが国の推進方向として示され、具体化されてきております。地方自治体の計画や施策に大きな影響をもたらすことは容易に想像されます。4つ目に新型コロナ禍の最中の5月27日にはスーパーシティ法、これは正式には改定国家戦略特法というんだそうですけども、このスーパーシティ法が可決、成立いたしました。この中では、遠隔医療やあるいは遠隔教育、キャッシュレス決済、ドローンによる運搬、こういうことが提案をされております。また5つ目には、現在行われている自民党の総裁選挙において、最有力候補と言われておまして、次期首相、これがほぼ確定しております菅官房長官は立候補にあたって、デジタル庁を設置する。このことを公約に掲げました。以上のことは、この4、5カ月間に起こったことではありますが、これらのことから言えることは、政府や財界が描くコロナ後の日本、これはその中心は、デジタル社会であることが容易に想像できると思います。そこで、コロナ禍を通した町民の意識や要求の変化、政府の描くコロナ後の国づくりなどを受けて、2点について伺います。1つは、ウイズコロナ、ポストコロナに対して、町政のあり方重点の置き方について、町長の所見を伺います。美郷町長期総合計画はちょうど折返し地点に差しかかっておまして、見直し議論もあると思われませんが、この点にも触れて回答をお願いしたいと思います。2つ目に私自身はこの24年にわたって日本の政治経済の支配的な潮流であった市場原理、規制緩和、利潤の最大化の一方で、社会保障・公共サービスを切り捨て、自己責任が押しつけられる。こういうふうに思っております。そして、コロナ禍を通して多くの町民の皆さんが痛感したことは、この潮流は変えなければいけないということであったと私は思っております。つまり、お互いに支え合って生きることの大切さであり、医療福祉など社会保障は、縮小どころかもっとも充実しなければいけない。こういうことだったのではないかと思います。そこで、ウイズコロナ、ポストコロナの町政のあり方、重点の置き方として、第1にすべきことは地域の支え合い含め町民の命を守ることを最優先にする町をつくる。このことだと思います。具体的には、医療、介護福祉、障がい者福祉、保育、教育などと、こういうことを重視すると同時に、そこで働く人たちが大切にされる町をつくることだと。このように感じております。このことに対する町長のご見解、ご所見を伺いたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆さま、お早うございます。ただ今の中原議員、ウイズコロナ、コロナとの共生、ポストコロナのまちづくりについてのご質問について、ご回答申し上げます。まず、ご質問にお答えする前に行政のデジタル化という言葉の定義及び提示されました3つの文書、報告書の趣旨につきまして整理をさせていただきます。まず行政のデジタル化とは、コロナ禍

で顕在化した対面、紙、ハンコに象徴される非効率な日本の行政サービスの仕組みをデジタル技術を活用することにより、住民の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図ろうとするものです。令和元年12月に施行されたデジタル手続法では、行政のデジタル化を進めるに当たって、住民目線に立った3つの基本原則、1 デジタルファースト。個々の手続サービスが一貫して、デジタルで完結する。2、ワンスオンリー。1度提出した情報は、2度提出することを不要とする。3、コネクテッドワンストップ。民間サービスを含め複数の手続きサービスをワンストップで実現するという3つの基本原則が示されています。いずれにしても、この言葉は、行政手続の分野に限定した取り組みの概念ですが、世界と比べて大きく遅れていると言われる日本の行政サービスのデジタル化が進むことは、住民の利便性向上に資するものであり、大変望ましい方向であると考えます。ただし、行政のデジタル化は極力標準化され、全国同じ仕組みで整備されていく方向であることから、基礎自治体の立場として、独自に取り組む余地は小さく、町政のあり方への影響も限定的なことから、行政のデジタル化につきましては、今後の国の方針に歩調を合わせて進めてまいりたいと思います。一方で、世の中のあらゆる商品、サービス活動を対象として、デジタル技術を活用し、便利な世の中を実現していこうというDXデジタルトランスフォーメーションの推進が広く叫ばれています。こちらはデジタル技術の活用の仕方によって、住民の生活に大きく影響を及ぼすことが考えられることから、ウイズコロナ、ポストコロナ時代の町政のあり方、重点の置き方を考える際には、デジタルトランスフォーメーションを踏まえた構想の構築が重要であると考えます。美郷町民、美郷町にとって利便性の大幅な向上が見込める分野、必要性の高い分野におけるデジタル技術の活用、すなわちデジタルトランスフォーメーションには積極的に取り組んでまいりたいと思います。次に、ご提示いただきました3つの文書、報告書でございますが、それぞれまとめられた目的が違い、また対象範囲も大きく異なることから行政のデジタル化という言葉がそれぞれ記載されているからといって一概に議論されるものではないと思います。まず、③第32次地方制度調査会答申は、国の立場から地方行政のあり方を検討した調査会の答申であるため、地方行政のデジタル化について、主に国の果たすべき役割というふうな観点からまとめられたものです。そのため、基礎自治体の立場としましては、特段申し上げることはなく、国の方針に歩調を合わせて対応してまいりたいと思います。一方、他の2つにつきましては、行政のデジタル化につきましては、ごく一部に記述があるだけで、全体としてはあるべき未来の社会、経済全般にわたるものとなっています。そのためデジタルトランスフォーメーションの観点から、非常に示唆に富んだ内容となっています。①の地域未来構想20は地方創生臨時交付金の活用にあたって、国から地方自治体に示された指針であり、政策分野として、20分野が例示され、地域の未来のために、こうした取り組みを実施することが望ましいと明記をされています。20項目の中の1項目として、行政のデジタル化も記載はされていますが、大半はデジタルトランスフォーメーションや新技術、新サービスに関連した項目が並んでおり、具体的に申し上げますとキャッシュレス決済の普及推進、地域の再生エネルギー分散型電源の活用による脱炭素化

と強靱化、ギガスクール構想による新たな時代の教育の実現。オンライン診療を行うための支援。都市と地域の両方の良さを生かして働く・楽しむスタイルの開拓。新技術を活用した地域内物流の効率化などが列挙されています。これらは既に美郷町で進めさせていただいておりますICT教育や避難所の強靱化、空の駅構想、また、補正予算に盛り込ませていただきました遠隔授業の環境整備や、小児科、産婦人科のオンライン無料相談。電気自動車普及促進事業サテライトオフィス整備事業、そしてIP新端末の設置に合わせて進めようとしております町民カードの導入、遠隔診療、買い物支援サービスといった取り組みがまさに該当し、美郷町としましては他の自治体に先駆けて地域未来構想20の取り組みに着手しているところです。②骨太方針2020につきましては、一部に、行政のデジタル化の言及がありますが全体の趣旨としてはポストコロナ時代の目指すべき新しい未来として、東京一極集中型からの脱却と地域の活性化という地方創生の観点、そして、誰も取り残されない社会の実現といった社会保障体制の観点、この2つの観点到に主眼が置かれてまとめられたものでございます。以上の整理の上で、ご質問1つ目のウイズコロナ、ポストコロナに対しての町政のあり方、重点の置き方について申し上げます。5月12日の臨時議会での行政報告、7月29日の全員協議会でも申し上げましたが、これからは、アフターコロナの時代に向けたさまざまな布石を打っていく必要があると考えています。戦後長い間大規模集中効率的である大都市を中心に世の中が回ってきましたが、新型コロナにより、大都市の過密のデメリットが顕在化してきました。これからは、これまでの人々の価値観や行動様式が変わり、対局にある過疎という言葉に代表される地方に目が向けられる時代への大きな転換が予想されます。これまで、人口減少や過疎に苦しんできた美郷町にとって大きな潮目が到来したとも言えます。将来に向けてどのような布石を打ち行動していくか、私が就任当初から申し上げている、金はないけど知恵がある町、何もないけど知恵がある町を具現化していく時が、今であると思います。アフターコロナ時代における住民の暮らしの充実や、中山間地域の課題解決につながる先ほど申し上げましたような事業など、新しい時代に合致した取り組みを進めていく考えです。また総合計画の見直しに当たりましては、これらに加えて既に主要事業構想としてお示ししています美肌県美肌町、石見をキーワードとした取り組み、ワイナリーリゾートタウン構想、美郷バレー構想、バリ島との交流発展や外国人技能実習生受け入れによる人材確保、関係人口、交流人口、定住人口の拡大といった項目も盛り込む考えです。これまで総合計画に基づき実施してきた取り組みにつきましても必要な見直しを行い、重要な施策を継続して盛り込み令和3年度からの5年間を期間とする総合計画、基本計画を策定する予定にしております。ご質問2つ目について申し上げます。最初にお断りをさせていただきますが、ご質問にございます過去の日本の政治経済の潮流の是非につきましては、私はコメントする立場にはなく、また、町議会は、そういったテーマで議論する場ではありませんので、お答えは差し控させていただきます。美郷町の行政を預かる立場として、何に重点を置いて町政を行っているのか。あるいはこれから行っていくのかという質問に対して申し上げますとすれば、私は常に町民の皆さんの日々の暮らしの充実、ま

た町が抱える大きな課題の解決、そして将来に向けた町の活性化とういった面に重点を置き、日々全力で取り組ませていただいているということです。議員がおっしゃる住民の命を守ることに关しましては、国地方自治体の最大の使命であることは言うまでもなく、役場職員全員が町民の生命、身体的安全を守ることを根底に置き、日々業務にあたっています。そして医療、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、教育などの社会保障の施策は、町民の皆さんの日々の暮らしの充実に直結することであり、これまでも町の重点施策として位置づけ、県内外の他市町村と比較しても、充実した事業を展開していると思います。例えば中学生までの子ども医療の無料化、保育料、保育所給食費の無料化などの子育て支援、ゴールデンユートピアと連携した介護予防教室や認知症の早期発見、早期支援のための専門医による家庭訪問の実施。別府、比之宮、都賀本郷など各自治会住民を中心に実施されている高齢者を対象とした集いの場の運営や見守り買い物、ごみ捨て、灯油入れなど地域主体の生活支援活動に対する支援などは、子どもから高齢者まで、きめ細やかに住民により送付踏み込んだ福祉サービスと評価いただけるものと考えております。教育分野につきましても町内全学校児童生徒へのタブレット導入による先進的なICT教育の実践につきましても、コロナが起ってからギガスクール構想として国を挙げて追随する動きが広がってはおりますが、全国的に見ましてもいち早く先進的な取り組みを展開しており、先進地として県内外から多数の視察や問い合わせをちょうだいし評価をいただいております。また、足元の新型コロナウイルス感染症対策でも、国の特別定額給付金の対象外となりました4月28日以降に出生した乳児への給付金に加え、ひとり親世帯への支援金やICTを活用した小児科産婦人科のオンライン相談、外出自粛などの影響で機能低下が危惧される高齢者を対象としました新たな健康教室や認知症予防教室など、美郷町独自の子育て支援、高齢者支援の対策をいち早く実施をさせていただいております。もちろん、役場がリーダーシップをとって施策を進めていくことは重要ですが、行政だけでは限界があると思います。行政、町民関係機関の皆さんで一致団結して取り組んでいかなければならないと考えています。これからも町民の皆様の声に耳を傾けながら、皆で知恵を出し合い、力を合わせて町民の福祉、子育て、教育といった暮らしの充実に力を入れていきたいと思ひます。合わせまして町の課題の解決や、将来に向けた町の活性化などの取り組み布石につきましても積極的に、先手を打ってまいりたいと思ひます。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

丁寧な回答をいただきまして、どうもありがとうございます。最初に私のですね、この問題の立場と言ひますか、それを述べさしていただきたいんですが、私は決して、このAI技術、それからこの間のコンピューターを含めた技術の進歩ですね、こういうものに反対する立場ではありません。私はこういう技術は人類の発展の中で生み出された成果でありますから、これを人々のこの人間のですね、幸せ、生活の向上、こういうことに役立てていく

ためにはどうあるべきかという観点から討論に臨ましていただきたいと思っております。時間も限られておりますので、少し端折る点も出てくるかと思いますが、1つ町長はですね、何度も繰り返されました、経済財政諮問会議だとか、地方制度調査会、こういう問題は国の施策であると。そのとおりなんですけれども、私はだからこそですね、大事なこともあるんじゃないかというふうに思っております。1つはですね、美郷町が未来技術社会実装事業に選定をされたということが8月12日の報道発表資料で出されております。これに先立って内閣府の報道資料は7月31日に出されておりますが、今度の美郷町ですね、この計画は2つの点をもテーマにしております。1つは遠隔医療の問題、それからもう1つは新しい産業を生み出すと。これは物質の搬送とかそういうことを含めてですね、いうことをテーマにしておられますが、私がちょっと注目しましたのが、内閣府の報道資料の中にですね、こういうふうにあります。優れた提案について、各種交付金、補助金等の支援に加え、社会実装に向けた現地支援体制を構築するなど、関係省庁による総合的な支援を行うものであり、スマートシティ関連事業として取り組んでおりますというふうに書いてあります。従って今度、構想として出された美郷町の提案というのは、確かに美郷町自身の提案であることは間違いありませんけれども、国の方はそれを受けて、スーパーシティ関連事業とこういうふうに位置づけて推進しようとしてるわけですね。ですから、町が独自にやろうとしても、この国の施策をですね、避けて通ることはできないと。この影響を受けることなしにですね、やり過ごすことはできないと。こういうふうに考えておりますが、実装事業ですね。これを提案されたことの趣旨とですね、今私が述べたことに対するご見解がありましたら。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ただい今のご質問いただきました未来技術実装事業というものがございます。こちらにつきましては、今年度全国の自治体12自治体が認可を受けたものでございます。これはどういうふうなものかといいますと、各自治体からこの未来技術を使った様々な取り組み、提案というものがございまして、これに対して採択されるものでございます。大半のものは自動車の自動運転事業というのを国交省と一緒にした事業というのが挙げられておるんですけども、その中では美郷町につきましては、今後、順次設置させていただきますIPの新端末ですね、これを使いました遠隔医療ですとか、あるいは買い物支援サービス、これに付随します最終的には無人で薬や物が届けられないかというふうなものに対して未来技術を活用していきたいと。こういうふうな申請が認められまして、認められたというのはどんなメリットが町に対してあるかといいますと、この事業に関しまして来年度以降、さまざまな国の交付金あるいは補助金といったものが優先的に回していただけるというものでございます。これに加えまして、先ほどありましたのが、国の方としましてはですね、よく言われるのが省庁の縦割りという問題がありまして、これは、例えば国交省、これは何とかというふうに、非常に弊害があるんですけども、未来技術に関しましては、かなりこの関係省庁を

またぐようなものがたくさんございます。例えば国交省とか経産省ですとか内閣府ですとか。というふうにまたぎますので、これの調整を1地方事業体が1つずつとやるのは大変複雑な業務が発生するというので、国側が特別にチームを編成してくれて、こういう省庁間にまたがるような調整、これをやってくれると。これを美郷町のために、特別に組成してやっていただけると。こういうふうなところでございまして、実際、国の方からもこういうふうな体制でやりますというふうな説明が、先日もあったところでございます。ということで、スーパーシティ構想というのは、国が掲げる未来技術を使って、もっと便利な世の中にしていこうと。一言で言えばそういうふうな未来志向の構想でございまして、必ずしも国が言うものをそのまま全て美郷町がやるというわけではなくて、あくまで未来技術実装事業、美郷町が今後進めていきたい事業、個別の事業に対して、最大限国が支援してくれるということで、主役としては美郷町が、我々がやりたいことを独自に町民のためにやってまいりたい。それに対して国がサポートしてくれると。こういうふうな位置づけだというふうに理解しておりますので、国に振り回されるというふうなご懸念はないのではないかなというふうに思います。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

ありがとうございました。国がやることをですね、そのまま町でやることではないと。国は国、町は町と。こういうふうに整理されてるんだと思いますが、時間にも限りがありますので、特に町民の皆さんが、こういう方向に向かう中でですね、心配であろうと思われることについて、2、3確認させていただきますが、1つはですね、個人情報やプライバシーですね、こういうものは本当に守られるのかという点ですね。とりわけ今出ております遠隔医療、これをやるということになればですね、一人一人個人の病歴だとか、健康状態だとか家族関係だとか、そういうことをですね、データとしてないと、役に立たないというふうに思ってるわけですが、そういう個人情報やプライバシーをこのコンピューターに教え込むといいますか、提供することとですね、果たしてそれで個人情報やプライバシーは守れるのかと。ここを多くの町民の皆さん、心配されると思うんですが、この点についてのお考えはありますか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

遠隔医療とか遠隔診療というものをどういうふうなものとして捉えるかによって大きく違って来るかと思えます。当面、目指していきたいのは遠隔診療のようなものでございまして、例えば美郷町は中核病院がない町でございまして、かかりつけ医はいらっしゃいますけれども、そうすると、どうしても町外の大きな病院ですとかにかからなければいけない。で、そのためには何らかの手段を使って交通機関を使って、そこまで行って、そこで面と向かって

診察を受けて、薬をいただいて、また同じように何らかの方法で帰っていかないとけないと。これが、それに時間がかかるというのが宿命でございます。遠隔診療というのはですね、必ずしも病院まで出かけて行って、先生と面と向かって診療をしていただかなくてもできるような形にできないかと、これが一番の狙いでございます。当然、重篤な病気ですとか、何らかの重篤な症状が出たという時には、当然病院まで行かなければいけませんので、それまで全て遠隔でやろうという話ではございません。通常の定期的に病院に通って薬をもらうという程度のものであれば、何もそこまで出かけていなくてもできるのではないかと。具体的には、I Pの新端末には、テレビ電話の機能というのがついております。これがすべてのご自宅に配備をさしていただくこととなりますので、例えば今まで町外の大きい病院に月に1回通ってたというふうなお年寄りが、予約をしてこのテレビ画面で、先生と面と向かってお話をさせていただいて、変わりないですね。じゃあ薬を出しておきます。その薬が後で家に配送されてくるというふうなものを想定しております。ですので、今おっしゃったような個人情報、プライバシー、しかも非常にセンシティブ情報になると思いますけども、そういったもののやりとりというのは、この画面上通してというのはありません。当然、今でもそういうふうなセンシティブ情報は病院に行けば、病院の先生、あるいは病院が管理することになっております。そのものがどこかに流出するとか、あるいはそれを使ってどうこうというふうなものは考えてはおりませんので、今おっしゃるようなご懸念というのはないのではないかなと。これがもっと将来的に、10年後か20年後か分かりませんが、色々なデータがこの画面を通じてやりとりできるような、例えば血圧のデータが行ってしまうとかですね、そういうふうな話になってくればまたいろんな形で、このプライバシーの保護ということは考えないといけないと思いますけども、物理的に、そこに行かなくても診療が受けられると。そういうふうなものを、今想定をしております。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

次に自治体のデジタル化ですね。これは今町がこのことについて、具体的に何か始められているということではありませんけれども、第2次地方制度調査会答申の中では、このことがかなり強調されております。その中で、標準化、共同化、効率化、広域連携推進と民間企業の自治体の計画施策策定、実施過程の参画推進ということが第一に謳われております。このことで、例えばこの間いろいろ言われてきたことでは、役場の窓口ですね、窓口で行う色々な業務、こういったものは、できるだけデータ化といいますか、そういうことで済ましちやおうと。それで、その分、町の職員の皆さんのやるべきことは少なくて済むようになります。こういうことですし、住民もそれで便利になる部分があるかもしれないと。こういうことは言われてきているわけですが、その際ですね、私はそういうふうにして省力化される、便利になるということで、ゆとりができると。そうするとそのゆとりを、町民の皆さんの実態や悩みやそういうものを把握し、つかむために使われて、町政のですね、本当に血の通っ

た町政を作っていく上で、そのことが役に立てばいいんですけども、人が要らなくなりましたと、じゃあ人員を削減しましょうと、とかくそういうふうな議論にですね、転換されやすいということなんかも懸念されるわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

おっしゃるとおりだと思います。今回、国が目指してるのはですね、元々、コロナにあって、世界の他の国と比べて、かなり行政のサービスが遅れてるということが露呈しました。例えば給付金、一人10万円、これを配付するに当たっても何か月もかかるような自治体が出てきて、手作業で、またそれも色んな間違いが出てくると。これをオンラインでやる。これはアメリカ、韓国を初めとしたところが数日でやっておりますので、やはり行政のオンライン化というのは国として、国民の行政サービスの提供のためには不可欠だろうということで推進しているのが、これがその背景でございます。それで今のお話でございますけども、私もこういうふうな業務、あるいは効率化が行政側で進みますと、そうすると今いる人員、職員を最も人でなければできない業務に振り分けて集中できるんじゃないかなというふうに考えます。昨日、原議員からのご質問に健康福祉課長がお答えさしていただいておりますけども、その中でも手続きに来られた方には、いろんなお話をその場で聞くようにして、いろんなニーズをくみ上げるようにしてというふうに今お答えさしていただいておりますけども、そういった業務まで簡素化するのではなくて、逆にそういう業務こそやはり人でなければできない部分でございますので、業務量のウエイトをどちらに置くかというのが、単なる事務作業の方に置くのではなくて、そういう人でなければ、また町民のかゆいところに手が届く業務というところに振り向けるべきだというふうに考えております。

●佐竹議長

2番。

●中原議員

今、町長が後段で強調された部分はですね、私も非常に大切なことだと思っております、自治体の窓口業務というのは、単にそこで仕事のもので、手順をするとかっていうことじゃなくて、その中で町民の皆さんと職員の方が触れ合って、生活の実態だとか、困りごとだとか、そういうことを把握して町政に活かす。また相談に見えた方をですね、他の業務に繋いでいくとかですね。私自身の経験でもですね、そういうふうにして親切に対応していただいて、役所の中でいろんな仕事をするのができたという経験も持っておりますから、むしろその窓口での対応というのは、町政が血の通ったものになるという点ではですね、非常に大事な仕事だというふうに思っておりますので、実際、町長先ほど強調された点はですね、お願いしたいというふうに思っております。それから、もう1つ心配はしておりますのは、行政の窓口化の問題でですね、このさっきから言いました、この地方制度調査会の中で、行政

のデジタル化及びその標準化、共同化、効率化、広域連携推進とこういうふうなことが謳われているんですが、これもですね、私は町に非常に大きな影響を及ぼすと思っているんです。先ほど町長は、この町が進めてきたですね、子育ては他に誇るべき、他に誇るべき、おそらく全国に誇るべき子育て施策ですね、その他色々この町が、先輩たちが努力して積み上げてこられた町独自のですね、すぐれた施策が私はあると思っています。そういうものですね、行政のデジタル化って、美郷町だけがデジタル化されるわけではなくて、近隣の市町村も含めてですね、そういうふうになっていくわけですから、国としてはできるだけそういうことを、標準化、共同化、広域連携と、こういうふうになっていくとですね、そういう町の独自の施策、積み上げてきたそのすぐれた施策がですね、ないがしろにされるか、平準化されると。こういう心配はないのかと、これも町民の皆さんが心配されているのではないかというふうに思いますが、この点についてお考えがありましたら。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今のご質問に対しましてはですね、あくまで施策の標準化ではなくて、事務手続の標準化、これを国がデジタル化を進めていくというふうに理解しております。例えば、先ほど10万円の給付金を配るという手続の時にですね、これをどうやってやるんだというのは、全国の各自治体が非常に頭を悩ませまして、というのも、この事務がですね、各自治体、ばらばらでございましてですね、美郷町では実際にはすべてのお宅のリストを出して、郵便で送らせていただいて、これをご持参いただくか、郵送いただく。で銀行に振り込むと。こういうふうな事務フローをふったんですけども、これ以外の事務フローをとらざるを得ないような自治体もありますので、これを共通化していこうというふうなお話です。そのことによって非常に効率化が図れて、給付をするのでも速やかに給付ができるとか、これは全国統一でやった方が各自治体の個性を競うような分野ではございませんので、あくまで事務手続というようなところの簡素化、それと広域連携化というのは、もう既に邑智郡の事務組合等で共通化できるものは、もう事務の分野は共通化しようということで広域化も既に図られております。そういう意味では、全国の中でもまだ進んでいる地域ではないかなというふうには思っております。で、この上で具体的な施策につきましては、やはり美郷町にあった、あるいは美郷町民のニーズの高い個別の施策というかですね、独自の施策は常に考えながら、打っていくべきじゃないかなというふうに思っています。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

時間も段々無くなってきましたが、もう1つだけ確認しておきたいと思います。先ほど町長おっしゃたように、日本はデジタル化で大変諸外国に比べて遅れていると。とりわけこの点で進んでるのは中国だというふうに言われておまして、そこからいろんな技術提携の

協約何かも日本は中国との間で結んでおります。また安倍首相などが大変熱心にですね、考えておられた。そして見本とすべき中国の手本は確か広州市、中国の広州市というところは行政のデジタル化が非常に進んでいるということで、見本にしたいと、こういう意向を持っておられたようですが、この広州市というところは、今の中国全体の状況もあるんですけども、市内にカメラがですね、数1000台設置されているというふうに言われておまして、いわゆる監視社会といいますかね、それも例えば広州市というのはアリババだったですかね、アリババというIT大企業の拠点のある町なんですけども、そこではそういう市民をですね、カメラでですね、把握することによって、いいことでいえば例えば交通渋滞をですね、整理したりですね、いうこともできるわけですが、それだけではなくて、いわゆる監視社会ですね。そういうものをつくっていているということもあって、この点でも心配が、私自身は持っているんですけども、そういう点何かについてはお考えがとおりでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今の中国、特に広州ということでございますけども、私も1994年、5年で香港に仕事の関係でございまして、広州というのは、深センあるいはガンジョウと言われる広州市ですね。こういうのを含んだところですので、昔からどちらかという中国の中でも世界の玄関口として発展したところでございます。そういう意味では、最も進んでるような地域というのは分かります。今おっしゃられました中国が非常に監視社会だということにつきましては、いろんなところで指摘もされておりますし、実際そうなんだろうというふうに思います。ただですね、システム化、デジタル化ということになりますと、まずはやりたいこと、あるいはやるべきことというのがまずあって、これが固まってこれを便利な形でデジタル化しよう、システム化しようということですので、大もとの監視社会がいいのか、監視システムを、監視することがいいのかどうかということを決めて、その上でのデジタル化、システム化でございますので、システムが先に入ってそこから監視がついてくるという話ではないと思っておりますので、日本におきましては、あるいは美郷町におきましては、今おっしゃられましたような極端な町民を監視するようなシステムを、まず導入すべきだというお話がないと。そういうのもありませんけども、私にはそういうふうな考えがございませんので、そういう意味ではご懸念があるような、中国のような国になるんじゃないかと。あるいは町になるんじゃないかということは、ご懸念いただかなくてもよろしいのではないかなというふうに思います。

●佐竹議長

中原議員、後5分でございます。

●中原議員

問題での最後になろうかと思いますが、私が一番も申し上げたかったことはですね、こういうデジタル化が町独自でも進んできていると。提案もされた。こういう中でですね、私

が一番大事だと思ってるのは、こういう方向で進むんだということについてのですね、町民合意あるいは町としてはどこまでやるつもりなのか。例えば、先ほどから議論しております個人情報やプライバシーですね、こういうことをですね、守っていく上で町がどういうことを考えてるんだという、デジタル化をめぐるですね、方針、計画、基本的な考え方、こういうものが今のところ美郷町にはないと思うんですね。例えば、先ほど町長も触れられました長期総合計画、この中にもそういうデジタル化に対する方針だとか、どこまでやるのかと、こういうものは記載されていないわけで、そういう点では町民の皆さんはですね、美郷町は一体どこへ行っちゃうんだろうという心配もあるわけですね。ですから、私は今大事なことは、先ほどから町長が述べられてきたようなことをですね、きちっと、町民とも話し合って説明をしてですね、理解をいただきながら、議論を重ねて美郷町としてはこういうふうにするんだという方針、計画をですね、きちんと持つことだと思うんですね。そうしないと、私は今のように国の、ものすごい勢いでやってきてますから、それでお金をつけますと。言う通りにやってくれば、お金もつきます。人も送りますと。こういう話ですから、それは、これについていかないとやっぱり遅れちゃうということにもなりかねないわけで、そうではなくて、ここでやっぱり町民の立場に立って、先ほど私が申しましたようにこういう技術の発達、成果をですね、町民の福祉のために、町民の暮らしが良くなるために活かせるんだと。美郷町としてはこういうことを考えているんだと、こういう方針と計画なんだということ町民の皆さんと一緒に作り上げると。その努力が今必要なんじゃないかというふうに思っておりますが、この点についてのお考えがありましたら、時間はありませんけども。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず町民の皆様への説明をしっかりとやるということにつきましては、これはデジタル化関わらずですね、常に肝に銘じなければいけないことだというふうに思います。それで今おっしゃられたようにデジタル化をめぐる方針とか、計画とかいう切り口でまとめるのは非常に難しいと思います。なぜならば、デジタル化をなぜやるかというのは町民の暮らしあるいは利便性が向上するからでございますので、まずは何をやりたいのか、何をすべきなのか。それによって、この技術が使える、あるいはこっちの技術が使えるんじゃないかなと。また技術というのは、様々あります。また日進月歩で進んでもおります。そういう意味ではですね、それを方針とか計画にして、デジタル化というふうなデジタル方針みたいなまとめ方というのは、正直言います、理念としては分かりますけども、現実問題でそういうまとめ方は難しいと思っております。そうではなくて、町民の暮らしですとか、あるいは町の大きな課題に対してこういうふうな方向性で解決をしていこうと。そのためにはこれに関して言えばこういう技術を使うというようなまとめ方はできるかと思います。また今までのそういうふうな形で、説明資料はまとめてきているつもりではおります。I P新端末を見ていただきましても、I P新端末にはテレビ電話の機能とインターネット、これにアプリをの

つけるっていうふうなこういうふうな機能が載っていますと。遠隔医療あるいは遠隔診療という町民の皆さんが、わざわざ出かけていくのが大変な高齢者の方、これがご在宅のまま医療が受けれる。ここに技術を使いますとかというふうな形で、住民のニーズに基づいて、こういうふうな技術を使うというふうなまとめ方をしておりますので、今後もそういう形でできるだけ分かりやすいようにお伝えしていきたいなというふうに思っております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

町長のおっしゃることも分らなくはないんですが、しかし国がですね、冒頭にも述べましたように、非常に詳細にですね、いろんな計画や、このプログラムをですね、明確に打ち出してるということの中でですね、町にこれに対応する方針や計画がないっていうのはですね、やっぱり私は言い方おかしいですが、危ないといいますかね、町民から見れば心配だと。いったいどこまで町としては行こうとしてるのか、やろうとしてるのか、このことはやっぱりいろんな工夫をしながら、同時にこの色んな場で議論もしながらですね、この長期計画の中に盛り込んでいくと。色んな形でですね、そうすることによって、町長が、頭の中で考えておられたり、いろんなところで報告されてるようなことを、町民との間で共有することが今大事だというふうに強く思っております。ぜひその点についての、もうご回答いただく時間があるのかどうかですが、よろしくお願いします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず前提条件としてですね、国が色んなことを考えてます。これは国、国力を取り返すためにも、巻き返さないといけないということで、キーワードとしてはデジタルというので、色々やられていると思いますけども、必ずしもそれすべて美郷町がやらなきゃいけないわけではありませんで、私はいいとこ取りでいいと思っております。国が用意する中で、あるいは支援する中で、美郷町にとって本当に必要なもの、あるいは喫緊の課題の解決になるものというものは積極的に活用すべきだと思っておりますので、システム化、デジタル化というのは、あくまで方法論です。何が必要なのか、町民のために、あるいは町の将来のために何をなすべきなのか。ということがあって、方法論としてのシステム化、デジタル化ということですので、国に振り回されるようなことはないようにですね、町独自としての考えを持って、しっかり町民の皆さんに説明をしてまいりたいというふうに思います。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

一言。ありがとうございます。私が2つ目に提起したことは、今日議論できなかったわけですが、一言申し上げておきたいのは、美郷町というのはですね、ケアを必要とする町民

の皆さんが非常に多いということですね。高齢化が進んでるということもありますが、それだけではなくて障がいをもった方だとかですね、色んな方を含めてケアを必要とする。ケアがなければ日常的生活が送れないと、こういう方が非常に多いが町だというふうに思っております。そこで、このケアのために働いている職員の方も調べてもらいましたら、300人近くそういう方がいらっしゃるということですね、多くの方が町民のケアのために働いている。そういうケアの仕事、そこで働いてる人たちがですね、やっぱり守られる。優遇される。そういう町にしなければいけないというふうに思っているのが、思っておりますので、その点も含めて、今日は議論がちょっとできませんでしたが、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

●佐竹議長

中原議員の質問が終わりました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

(休憩 午前 10時35分)

(再開 午前 10時45分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

通告7、9番・安田議員。

●佐竹議長

9番。

●安田議員

それでは、一般質問最後の通告者となりました9番の安田でございます。私は2点の質問を行っております。1点目は豪雨災害時における内水排除について、平成30年7月豪雨災害は、昭和47年豪雨災害に次ぐ大水害で、町内はもちろん、江川沿線に甚大な被害をもたらしました。被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。町内では堤防内の排水処理ができなかったことで、家屋の床上床下浸水、田畑の水没がする被害が発生しました。町では、内水排除のために令和元年度予算で5台の排水ポンプを購入され、コロナ等もありましたせいで、今年6月21日防災公園において内水排除ポンプの操作研修が行われたと聞いております。令和2年7月14日の豪雨災害時における町の対応について次の3点について伺います。1点目、5台のポンプの配備先は。2点目、配備先でのポンプ性能は十分出たのでしょうか。3点目、業者さんから水中ポンプを借りて排水を行われましたけども、築瀬、栗原では大変役に立ったと聞きましたが、町で水中ポンプの購入の考えはないのでしょうか。続いて、港流域の水防災対策についてであります。港地区は、江川氾濫時の冠水常襲地帯であります。昭和40年、昭和47年、平成30年7月、令和2年7月の豪雨災害は大変な被害をもたらしました。この度はわずか2年の間に、同規模の水害が発生したことは、

住民にとって今まで以上に、将来への不安、危機感を強く抱かれたところでもあります。7月30日の要望書、また8月24日の請願書も提出されたところでもありますけれども、私はあえて質問に立ったところでもあります。地元住民の切なる願いを十分受けとめていただいて、要望をかなえていただきたく、重ねてお願いするものであります。中でも、制度自体は昭和47年度からあります国土交通省の防災集団移転促進事業の対象にならないものかと期待しているところでもあります。といいますのも、対象戸数が10戸から5戸に緩和され、要件を満たすような状況になったことで、地元の皆さんもですね、非常にこの請願に対して期待をされてるところでもあります。1つご答弁の方、よろしく願いをいたします。以上です。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは安田議員の1つ目の豪雨災害時における内水排除についてのご質問にお答えいたします。1つ目の5台のポンプの配備先につきましては、7月14日の江の川洪水の時、吾郷地域、栗原築瀬に3台、浜原地域南谷川に1台、都賀本郷地域遡後川に1台配備をいたしました。2つ目の配備先でのポンプ性能は十分だったかというご質問ですが、排水能力につきましては、排水箇所の水面から、排水経路の一番高い部分の高低差により配水量が変動し、また、水面からポンプの高さにつきましては、おおむね6メートル以内での運用となっております。令和元年度に導入しました5台のポンプ及びホース類につきましては、交付金事業の対象となる浜原の南谷川での仕様を想定したもので構成しておりますので、今回の配水箇所によりましては、適当な設置場所がないなど、性能が十分に引き出せない場合がございます。今年度導入予定のポンプにつきましては、使用する箇所の断面構造などの条件を考慮した排水ポンプを導入する予定です。操作研修や想定訓練も行い、水防活動に携わる消防団員の練度も高めてまいりたいと思います。3つ目の業者さんから水中ポンプを借りて、築瀬栗原では大変に役に立ったと。町で水中ポンプの購入をする考えはないかというご質問ですが、町内の建設事業者と風水害、地震災害その他の災害応急対策業務に関する協定という協定を締結しており、優先的に、災害応急対策にご協力いただいております。今回も、複数の建設事業者に内水排除作業を依頼させていただきました。各事業者におかれましては、迅速なご対応をちょうだいし、また、早い段階で自発的に対応いただきました事業者もあり、大変感謝をしております。お問い合わせの電動ポンプの導入につきましては、以前より検討しておりますリースも含め、他の自治体の運用や、より安全で扱いやすい製品の情報収集を行っております。しかしながら、運用に際しましては、排水能力の大きなポンプは重く、また電源として三相200ボルト電源が必要となるため、重量のあるエンジン式発電機と発電機を積載するユニックなどの車両が同時に必要となってきます。また、高圧電力のため十分な知識と経験も必要ですので、やはり、建設事業者による運用が妥当ではないかと考えています。昨年度導入をしましたエンジン試験排水ポンプは、水防活動に従事する消防団員が扱いになれているエンジン式ポンプを選定しました。操作方法につきましては若干

の違いがございますので、現場での操作が想定される各分団につきましては、水防活動時に問題なく運用できるように、実際に使用する場所での想定訓練や、実際に排水を行うなどの実地操作研修を実施したいと考えています。

●佐竹議長

安田議員。

●安田議員

ありがとうございます。配備先については、先ほど町長の方からありましたけども、吾郷地域に3台、それから浜原地域に1台、都賀本郷地域に1台ということでありました。これは、これでいいんですけれども、要は、2番目のですね、配備先のポンプの性能が十分能力的に発揮できたかどうかというところであります。実は、私が聞きおよんだところによればですね、ほとんどがですね、このポンプ式の性能は十分発揮されてなかったんじゃないか。逆に私も実際に現場に行っただけで、見てみると3分の1もしくは5分の1ぐらいしか、ポンプが性能が発揮できない場所もございました。そういうことで、訓練を6月21日に消防団で行っておられますけれども、これは防災公園で、平らなところで、やっておられます。そういうこともあって、余計ではなかったかなということも伺えますし、少人数でやられておりましたので、なかなかそこの操作、消防ポンプの方は、常時点検やら出動訓練でやっておられて、真空にしてあれすれば、絶対に水が上がるという代物なんですけども、この分はですね、しっかり真空になるまでが非常に時間がかかるというように聞いております。というのは、吸い込みの方は10メートルありますので、吸い込みの方は短いほど能力が発揮できるものだというように、私は認識しております。そういうことでですね、せっかく買った5台のポンプが、南谷を対象に買ったということなんですけども、それを他なところへも持って行って、今回活用されたわけなんですけども、そこらんとこがですね、訓練もしっかりされていなかったやに私は思ってますし、配備先での操作員のミスもあったかも分かりませんが、3番目に挙げております業者さんから借りた水中ポンプの方はですね、十分機能を果たしたということで、水中ポンプを業者さんからお借りしてやったところは、幸いにも床下浸水、床上浸水、農地のあれはありましたけども、被害がなかったということで、伺っております。そういうことで、私が、今回一番お願いしたいのはですね、30年の9月定例会で、篠根議員からも水中ポンプをぜひという一般質問の中でですね、こともあったと思えますけども、私もぜひ水中ポンプを購入していただいて、取り組んでいただきたいなと思えますけどもいかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

安田議員から水中ポンプの検討はどうかというご質問でございます。先ほど町長の答弁にもありましたように、高性能なものにつきましては、重量が非常に重たいと。それから発電機が必要ということで、ユニック等の作業も必要になるということで、消防団員には操作

が難しいのではないかとというふうに考えております。本年度導入するポンプにつきましては、地元のご意見、現地の状況、排水箇所に応じて、ポンプの選定をして、リースも含めまして検討、選定をしていきたいというふうに思っております。

●佐竹議長

9番、安田議員。

●嘉戸町長

町内業者さんとですね、災害時の支援をいただけるようにですね、協定が締結されているということですが、内容について、細かく私も見てませんが、ある業者さんに言わせると、この締結の時にですね、現地を見てポンプの選定とか、ホースの選定、それから発電機の選定等、詳細な打ち合わせまで、打ち合わせといますか、ことまで締結されてないので、どういたしますか、しどろもどろで、うまくいってないというようなことも言われておりました。また先ほども総務課長の答弁でですね、ポンプ自体よりも、ポンプについては大体4インチ、6インチ、8インチというようにあるわけですが、4インチ、6インチで十分ではないかと。これの高いものはすごく高いんですけども、20万か30万ぐらいで購入ができるということでもあります。それに合わせてですね、ホース、この排水側のホースですね、排水のホースが30メートルから50メートルぐらいあれば十分間に合うと。ただし、先ほどもありましたけども、発電機についてはですね、非常に15キロ、25キロ、45キロというようにあるわけですが、非常に重量があって運搬しにくいということもあってですね、それと発電機は非常にメンテが難しいんだということで、これについてはですね、リースをした方がいいのではないかと。リース代にしてみると、大体月に1台で5万円ぐらい掛るようですけども、6月、6、7、8、9月までとすれば4カ月リースして20万ですか。掛かるんですけども、そういうような方法でも検討していただいてですね、ぜひ購入して、実際に活用されますようお願いしたいですけども、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

発電機等のリースについてはどうかというご質問でございます。災害時協定を結んでおります建設業者さんに、水中ポンプで排水作業行って頂いたということは非常に承知をしております。それで、その発電機等もリースをされているというふうに聞いておりますので、町としましては、一応町内業者さんのポンプ等の数は把握をしておりますが、改めてポンプ、発電機あるいはユニック等の建設業者さんの所有状況について、再度聞き取り確認を行い、使用頻度の低い機器につきましては、町が町として導入または、リース契約により借り上げ、出水に備えることについても検討してまいりたいというふうに思います。ご協力いただきます建設事業者さんの負担を軽減しつつ、排水作業が必要な場合に、即時対応ができるように整備をしたいというふうに考えております。以上です。

●佐竹議長

安田議員。

●安田議員

ぜひお願いしたいと思います。1つですね、お願いなんですけれども、やはり総務課長さん言われましたように、再度業者さんがですね、水中ポンプなり、発電機なりの所有の確認もひとつお願いします。私が知る限りでは、発電機はほとんど町内の塚本工業さんからお借りして業者さんはやっとなるみたいなんです、そこらんところもしっかり確認していただいて、お願いしたいと思います。それと合わせてですね、どう言いますか。やはり業者さんとのコンタといますか、をしっかりとっていただいてですね、災害時に慌てないように、していただきたい。合わせてですね、ポンプ、今現在、5台購入されておりますけれども、ポンプのやっぱり操作について、しっかり消防団の方へだと思っておりますけれども、やっていただいてですね、操作訓練をやっていただいて、しっかりその機械が活用できますようお願いして、この質問は終わりたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、2つ目の港流域の水防災対策についてのご質問にお答えいたします。初めに、わずか2年の間に2度の浸水被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。議員ご指摘のとおり、港地区は平成30年7月豪雨に続き、本年の7月豪雨でも、家屋等の浸水被害が度重なる被害があった地区です。わずか2年で、同規模の被害に遭われました住民の方にとって、今まで以上に不安や危機感を抱かれ、要望書や請願書で、早急な対応をお願いされているところです。ご質問にあります防災集団移転促進事業は、市町村が事業主体となって行う国の補助事業です。市町村は、事業実施しようとする時、事業計画を策定し、都道府県を通じて、国土交通大臣に協議をし、同意を得なければなりません。令和2年度には、昭和47年の制度創設以来初めてとなる抜本的な制度改正が行われ、住宅団地の整備について、一定の要件を満たす場合には、10戸以上から5戸以上に緩和をされております。制度改正直後であり、また事後移転の例はありますが、港地区のような事前の集団移転の例は、全国的にもなく、事業要件や補助対象経費等について不明な点が多くあるため、現在、島根県、浜田河川国道事務所、中国地方整備局を通じて国土交通省本省に港地区を事業実施した場合の具体的な概算金額を示し、詳細を問い合わせているところです。今後、港地区が当該事業に事業化できるか、また、その際に、港地区の住民の皆さんにとって有利な事業となるのかどうか、事業の詳細が判明し、事業化の目途がたてば自治会への説明会も行っていきたいと思っております。地域の総意として、集団移転という大きな覚悟を決められたのであれば行政として、その1日も早い実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

●佐竹議長

9番、安田議員。

●安田議員

ありがとうございます。港地域にとりましてはですね、私が冒頭申しましたように、昭和47年の災害以来の大水害でありまして、私が記憶するところではですね、47年よりも以前にもですね、40年にも大水害がありました。こういってはなんです、港地区は災害、豪雨時の災害の常習地帯だと言っても過言ではないほど、被害に遭われております。農地被害は毎年と言っているほど、被害に遭われております。そういう中ですので、港の皆さん方はですね、港地区とすればですね、地域とすれば市井原は平成13年、14年の嵩上げ事業でああやって立派になったわけですけども、今取り残されております5戸の港地区の皆さんにつきましてはですね、ちょっと分断されたような格好になってですね、非常に頭を痛めておられたところでありまして、今回の災害を機にですね、2年の間に2回も同じような被害に遭われたということで、新聞報道等、7月17日にはですね、町長さんの案内で、県知事、それから県議会議長、県議さんらによる町内視察、それから7月20日にはNHKの放送で、港流域に関する特集が組まれたところでありまして。また、7月26日には山陰中央新報、君谷川のバックウォーター現象に関する記事等々により、流域世帯の積年の思いが伝わると期待が高まったところでありまして。また合わせて8月31日には県議さんへの要望も行ったところでありまして。ぜひですね、この防災集団移転促進事業、今町長さんの答弁ではですね、県、国等へ浜田河川事務所、それから中国地方整備局、それから県にですね、問い合わせられておられまして、まだその詳細が分かかっておりませんが、ぜひぜひ緩和され、10戸が5戸に緩和されたということで、非常に地元の皆さんもですね、期待をされているところでありまして。回答があれば地元の皆さんには説明をするということでございますので、あれですけども、これ以上は、あまり申しませんが、どう言いますか。7月30日に要望書ということでもお願いをしております。また、8月24日には請願ということで、重ねてお願いしるところでありますので、ぜひですね、地元の皆さんの切なる願いをですね、しっかり受けとめていただいて、町としてですね、できる限りのことをしていただきたいと。私が一番思うのは、やはり地元の皆さんの負担がいかに軽減できるかということがですね、一番のネックだということにも思いますので、そこらも含めてですね、町執行部におかれましては取り組んでいただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。最後に一言町長さんお願ひしたいと思っております。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今の状況をもう少し詳しくご説明申し上げますと、この制度自体は先ほど申し上げましたよう、に国の直轄事業ではなく、県を通して各市町村が申請をして行う市町村単位の事業となっておるというのが1つ、もう1つがですね、この事業を使って、実際事業を行った地

域もあるんですけども、すべて事後移転、要は水害が起こって、家が流されて住むことができなくなってからの移転という事例でございます。逆に今回の港地区のように、事前移転と、そうなる前に移転をしたいというケースが、今全国的にございませんので、その場合にどうしていくかというところで、文面も私も全部読みましたけども、全てが書いてあるわけではないもんですから、その文面の合間合間のところの解釈、あるいは具体的にどうなのかという詰めが非常に大きいものが残っております。それで、ポイントは2つあるかと思っております。1つは5戸以上という事業採択の条件、これをクリアすることが、これが1つの大きなポイントでございます。先ほど議員おっしゃいましたように、5戸ということで、今、市井原地区の方から5世帯の連名で、今いただいておりますけども、これが5戸という要件に、そのまま当てはまるのかどうかと。杓子定規文面を見ますと、水害に遭った時点で、5戸そこに住まわれているというふうに読めますので、そうではない形での5戸というふうな認定をいただかなきゃいけないと思っておりますので、まずは事業採択に向けてのこの5戸の条件のクリアというところが第一関門でございます。その次にこれをクリアした後はですね、この事業内容として、先ほど議員がおっしゃったように、経済的な負担をできる限り住民の方の負担を軽減させていただいて、補助、助成ができないかというところの交渉でございます。先ほど言いましたように、中身を見ましてもそういうところが数字がぼんと出てくるようなものでもありませんので、詳細につきまして、これはどうなんだ、あれはどうなんだ、ここはどうなんだというふうな細かい問い合わせを今させていただいてるところでございます。これに関しましては島根県も非常に協力的で、また浜田河川国道事務所、また中国地方を管轄する中国整備局ですね、国交省中国整備局も非常に協力的でございまして、国土交通省本省には、既に問い合わせの内容をお伝えしております。再来週、東京の国土交通省の本省から職員の方がいらっしゃって、私が直接対応させていただいて、具体的な内容につきまして今できる限りの詰めをさせていただくことと、港地区そのものを視察いただくというふうに思っておりますので、もう少しお時間をいただきましてある程度前に進んだという段階につきましては、議会でもご報告させていただき、何より地元の自治会の方にご報告を申し上げたいというふうに思っております。

●佐竹議長

9番、安田議員。

●安田議員

最後、時間が25分までですんで、時間ありませんけども、ぜひですね、お願いしておきたいのは、この前先ほど言いました県議さんのお話の中でですね、どうも熊本県の今のどう言いますか。昨年の熊川の氾濫に伴ってですね、事例がどうもあるみたいでして、詳しくは聞いておりませんが、また県議の方からですね、私も聞こうと思っておりますけども、いいということが実はあるんだというように、向こうの県議さんでなしに、国会議員さんで久しい方がおられるみたいでして、その方から色々情報を入手したんだということで、ちょっとお話を聞かせていただきました。そういうことで、今町長の方のあらゆる手段といいます

か、県なり、国交省なり、整備局なり手を尽くすということをお願いしていただきましたので、要望書、請願にもしっかりお願いしておりますけども、ここです、改めてお願いをして私の質問は終わりたいと思います。よろしくお願いします。

●佐竹議長

安田議員の質問が終わりました。

以上で本定例会に通告されておりました一般質問はすべて終了しました。

日程第3、請願・陳情審査報告、質疑・討論及び表決を議題といたします。

教育民生委員会と産業建設委員会から請願・陳情審査報告書が提出されておりますので報告を求めます。

●佐竹議長

教育民生委員長。

●原議員

それでは、請願審査報告をいたします。読み上げて、報告に代えさせていただきます。令和2年9月11日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。教育民生委員会委員長、原克美。請願審査報告書、本委員会に付託された請願について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第94条の規定により報告をします。受理番号、美議請第2号、請願の要旨吾郷公民館建て替えに関する請願書。審議結果、採択。ここで委員会の方からですね、意見を付けさせていただいておりますので読み上げます。吾郷公民館は、地域の重要拠点であり、公民館活動の他、放課後児童クラブなどさまざまな事業に活用されています。更には、災害時の避難所にも指定されるなど、使用目的は多岐にわたることから、町担当部局と十分に協議をされることを付して採択といたしました。以上です。

●佐竹議長

報告が終わりました。

次に質疑を行います。

ただ今の教育民生委員長の報告について質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので質疑を終わります。

教育民生委員長ご苦労様でした。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。

請願第2号、吾郷公民館建て替えに関する請願書ではありますが、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり、採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は採択とすることに決しました。

続いて、産業建設委員長。

●佐竹議長

産業建設委員長。

●山本議員

読み上げて報告といたします。令和2年9月11日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。産業建設委員会委員長 山本幹雄。請願審査報告書、本委員会に付託された請願について慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第94条の規定により報告します。記、受理番号、美議請第3号、請願の要旨、港流域の水防対策についての請願書。審議結果、採択。次に陳情審査の報告をいたします。令和2年9月11日美郷町議会議長佐竹一夫様。産業建設委員会委員長 山本幹雄。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情について慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。記、受理番号、令和元年美議陳第1号。陳情の要旨、笹目地内町道笹目線の拡幅工事に関する陳情。審議結果、採択。意見、町道笹目線は地域住民にとって重要な生活路線であることから、緊急車両の通行などに支障があってはならない。よって離合可能な待避所を設けるなど、部分改良を早期に行うこととし、採択とする。以上であります。

●佐竹議長

報告が終わりました。次に質疑を行います。

ただ今、産業建設委員会より報告のありました2点について質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長、ご苦労様でした。

これから討論を行います。委員長報告のあった2点について一括して討論を許します。

討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に採決を行います。

お諮りします。

継続審議でありました令和元年陳情第1号、笹目地内町道笹目線の拡幅工事に関する陳情書ではありますが、委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は採択とすることに決しました。

次に、請願第1号、港流域の水防対策についての請願書ではありますが、委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は採択とすることに決しました。

日程第4、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

初めに、総務委員長。

●佐竹議長

総務委員長。

●岩根議員

読み上げて報告に代えさせていただきます。令和2年9月11日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。総務委員会委員長 岩根和博。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第73号、令和2年度美郷町一般会計補正予算第9号、議案第79号、専決処分の承認を求めることについて、議案第80号、工事請負契約の変更について、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について、以上であります。

●佐竹議長

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

総務委員長ご苦労さまでした。

続いて教育民生委員長。

●佐竹議長

教育民生委員長。

●原議員

それでは、読み上げて報告に代えさせていただきます。令和2年9月11日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。教育民生委員会委員長 原克美。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第72号美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第76号、令和2年度君谷診療所特別会計補正予算第2号、議案第77号、令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号、議案第78号、令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、議案第81号、財産の取得についてであります。以上です。

●佐竹議長

教育民生委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑はないようですので、質疑を終わります。

教育民生委員長ご苦勞様でした。

●佐竹議長

続いて産業建設委員長。

●佐竹議長

産業建設委員長。

●原議員

読み上げて報告いたします。令和2年9月11日、美郷町議会議長 佐竹 一夫様。産業建設委員会委員長 山本幹雄。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、託された案件、議案第74号、令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号、議案第75号、令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号、議案第84号、町道路線の認定について、議案第85号、町道路線の変更について以上であります。

●佐竹議長

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

産業建設委員長ご苦勞様でした。

続いて予算決算委員長。

●佐竹議長

予算決算委員長。

●西嶋議員

朗読をもって報告書に代えさせていただきます。令和2年9月11日、美郷町議会議長佐竹一夫様。予算決算委員会委員長 西嶋二郎。委員会審査報告書、本委員会に付託されました下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第86号、令和元年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて、ただし、本案につきましては、委員1名の反対がありましたが、賛成者多数により、当委員会では、原案のとおり可としたことを申し添えておきます。以上でございます。

●佐竹議長

予算決算委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

予算決算委員長ご苦勞様でした。

日程第5、議案の討論及び表決を議題といたします。

初めに、議案第72号から議案第86号までの議案15件について、一括して討論に入ります。

討論のある方は議案番号を示してからお願いします。

まず、反対討論はありますか。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

共産党の中原でございます。議案第86号に関しまして、これに反対する討論を行います。決算認定制度の意義であります行政効果の客観的な判断と、今後の改善や反省事項の把握と活用、この立場からの討論を行いたいと思います。第1は、潮温泉大和荘建て替え事業が、3億8000万余の増額決算になっていることとあります。当初予算は7億7000万円でありましたから、約49%に上る増額でありまして、理由は示されているわけですが、町民的理解を得る努力も要請されるものと考えます。第2は、民生費、農林水産業費がいずれも決算額は前年比で大幅に減少し、決算総額に占める割合が近隣自治体との比較でも小さくなっていることです。この分野は、町民の暮らしや仕事との関わりでも深い関わり合いがある予算でありまして、障がい者福祉の充実、あるいは認知症の予防、それから耕作放棄地

の解消なので、貴重な成果を上げてこられました。関係職員の皆さんのご努力に感謝申し上げます。それだけに今後、厚生費の確保とともに、一層効率的な執行を求めるものであります。第3は、物件費が決算総額に占める割合が県内町村、隠岐3町村は除きますが、中でも最も高いレベルであることです。物件費は、臨時非常勤職員の賃金、業務委託料、施設等の保守管理委託こういうものを含んでいるわけですが、今年度からは会計年度職員制度の導入によりまして、臨時非常勤職員の賃金約1億8000万だっと思いましたが、これが人件費に移行することになります。しかし、この業務の委託のあり方、とりわけですね。業務の委託のあり方等についての検討が必要と思われまます。以上、私が決算認定に反対を表明する理由です。この度の討論で述べました3点は、本決算の質疑から得られた教訓、課題、これを今後町の施策へ予算に反映していただく、このことをお願いいたしまして、私自身の決意も含めて発言するものです。以上で討論は終わります。

●佐竹議長

議案第86号についての反対討論が終わりました。

次に議案第86号について、賛成討論はありませんか。

●佐竹議長

12番、西嶋議員。

●西嶋議員

私は、議案第86号令和元年度美郷町歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。令和元年度の決算は、全8会計の歳出で82億4600万円。実質収支は約4500万となっております。基金残高は補助金等の活用、ふるさと納税の増、JRからの配分金を原資とした地域公共交通維持確保基金の積み立て増などにより、一般会計で約1400万円増加し、全会計では300万円程度の減少に留まっております。地方債残高は平成30年7月豪雨災害の復旧に伴う災害復旧事業債の影響等で約300万円増加いたしました。災害復旧のためのものであり、妥当なものと考えております。財政指標についても、実質公債費比率3年平均で11.9%から11.8%とわずかではございますが、改善しております。その他の指標も財政健全化基準を下回っております。未収金についても税を中心に、徴収率が上昇しており、対策強化の成果と財政面に目配りした行政運営を行っていることが伺えます。次に政策について申し上げます。令和元年度を礎の年とし、組織改革を行い、将来に向けた4つの重点的取り組み等を進めてきました。情報発信力の強化として、ホームページを刷新。トップページに、町民にスポットをあてた物語や美郷の風景を掲載したことで、サイトの閲覧者が飛躍的に増加するとともに、「みさと」というブランディングを行い、美郷町の統一的なイメージづくりにつなげました。また、みさ坊PRは亥年に進退をかけた挑戦という斬新なコンセプトで、活発でアクションを起こし、町長自身もPR役になりテレビや新聞などで多数取り上げられ大きな問題となり、町の認知度、注目度の飛躍的なアップにつなげられました。ゆるキャラグランプリでは県内市町村の歴代最高位の24位と大躍進いたしました。さらに、山くじらブランドの進化としては、鳥獣害対策版シロコ

ンバレーの美郷バレー構想を発表し、多くの産官学民と協定を締結したことにより、美郷町は日本の鳥獣害対策のメッカとも言える状況になっています。また10月開催の山くじらフォーラムでは、県内外の自治体関係者など、3日間で述べ600人を超える参加があり、参加者の通じた新たな連携も進んでいます。新技術規制緩和の実用化に向けた検討については、積極的な新技術の活用検討に取り組みドローンを活用した空の物流ネットワーク、空の駅構想に向けて取り組みを進めました。関係人口という新たなキーワードで、交流、観光人口の拡大が進められています。マス村との長年の交流を進化させて、バリ島へも公式訪問とマス村村長の来庁による新たな交流協定の調印、技能実習生の受け入れ準備など美郷町とバリ島の交流を観光協会や地域振興につなげられています。これら、これら以外の施策でも長期総合計画に基づく施策の進捗は、全体77%と順調な進捗となっております。このように各方面の施策で成果を生んでおり、県内はもちろん、全国的に美郷町が高く評価、注目されています。さらにことある事に、IP放送により、町長みずから町民に訴えることは町政への信頼と安心を醸成していると感じています。こうした取り組みは、様々な構想の検討や準備などが将来の種をまいたことで、令和2年度の始まりの年の具体的な動きにつながっております。以上のことから、令和元年度決算は妥当なものであり、可決すべきものと考え、全議員の賛同をお願いして賛成討論といたします。以上です。

●佐竹議長

議案第86号についての賛成討論が終わりました。

議案第86号について討論を繰り返します。

他に反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

いずれも討論がないようですので、議案第86号の討論を終わります。残余の議案について討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論なしと認めます。続きまして採決に入ります。

議案第72号から議案題86号までの15件について、順次採決を行います。

これらの議案について、各委員会からはいずれも可決すべきとの委員長報告がありました。

お諮りします。

はじめに、議案第72号、美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定について委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第73号、令和2年度美郷町一般会計補正予算第9号、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

●佐竹議長

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第74号、令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第75号、令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第76号、令和2年度君谷診療所特別会計補正予算第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第77号、令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第78号、令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、専決処分の承認を求めることについて、委員長報告のとおり決する

ことに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、工事請負契約の変更について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号、財産の取得について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第84号、町道路線の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、町道路線の変更について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、令和元年度美郷町歳入歳出決算の認定を定めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●佐竹議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、追加議案の討論及び表決を議題とします。

議案第87号について討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

次に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

いずれもないようですので討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第87号、令和2年度美郷町一般会計補正予算第10号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、発委の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

お手元に配布しておりますとおり、総務委員会から発委第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書と、産業建設委員会から発委第2号、国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書が提出されました。これら2件を一括して上程いたします。

お諮りします。

発委第1号、発委第2号ともに提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認めます。

よって提案理由の説明を省略することに決しました。

それでは、初めに、発委第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論なしと認め討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号、国土強靱化老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論なしと認め討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

日程第 9、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布しておりますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、これらの申し出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思います
が、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認めます。よってそれぞれの委員会へ付託することに決定いたしました。

本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じるとともに令和 2 年美郷町議会第 3 回定例会を閉
会いたします。

ご苦労様でした。

(閉会 午後 12 時 5 分)